

保護者様

瑞穂町立瑞穂第二中学校長

学校感染症による出席停止について

学校では、感染症の予防のため、次にあげる病気にかかりますと学校保健安全法第19条に基づいて、出席停止の対象になります。出停期間中は、医師の指示に従って充分休養させてください。

なお、病気が治りましたら、医師に下記の登校許可書を記入していただき、最初の登校日に提出してください。

	学校において予防すべき感染症	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る)、中東呼吸器症候群(病原体がMERSコロナウイルスであるものに限る)、鳥インフルエンザ *上記の他、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症	治癒するまで
第二種	インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)を除く) ※インフルエンザ用登校届を使用する	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹〔はしか〕	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎〔おたふくかぜ〕	耳下腺、顎下線又は舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん〔三日はしか〕	発しんが消失するまで
	水痘〔みずぼうそう〕	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱〔プール熱〕	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の感染症(感染性胃腸炎、マイコプラズマ肺炎、溶連菌感染症、伝染性紅斑、带状疱疹、手足口病、伝染性膿痂疹 など)	学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

学校長様

登校許可書

年 組 氏名

病名

上記の病気が治癒し、感染のおそれがないので、 月 日より登校して差し支えないことを証明します。

令和 年 月 日 医療機関名

医師名

印